

## 船舶インシデント調査報告書

平成30年10月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成30年6月2日 10時10分ごろ
発生場所	三重県尾鷲市尾鷲港東方沖 尾鷲港第1防波堤灯台から真方位077° 1.2海里付近 (概位 北緯34°04.7′ 東経136°13.8′)
インシデントの概要	プレジャーボートNANPASEN1118は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年6月7日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート NANPASEN1118、12トン
船舶番号、船舶所有者等	293-26793愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：晴れ、風向 東北東、風速 約4.7m/s、視界 良好 海象：波高 約0.6m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、尾鷲港東方沖を航行中、主機が異音を発するとともに停止した。</p> <p>本船は、船長が、機関室で主機を点検したところ、自力での航行ができないと判断し、118番通報を行い、来援した巡視艇によって尾鷲港にえい航された。</p> <p>本船は、機関修理業者が主機を点検した結果、船首側から順にシリンダ番号が付された主機6気筒のうち、1番シリンダにおいて、ピストン及びシリンダライナの割損が認められた。</p>
分析	<p>本船は、航行中、主機1番シリンダのピストン及びシリンダライナが割損したことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>主機は、1番シリンダのピストン冷却ノズルがゴミ等によって閉塞し、ピストン頂部が、冷却を阻害されて過熱し、膨張してシリンダライナと接触した可能性があると考えられるが、ピストン頂部の冷却が阻害された状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	本インシデントは、本船が、航行中、主機1番シリンダのピストン及びシリンダライナが割損したため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 主機の開放時にピストン冷却ノズル等の点検を行うことが望ましい。</li></ul> |
|--|---|